

# あなたの声で日本の法律・制度が変わる！

～地域の課題を提案募集方式で解決してみよう～



内閣府 地方分権改革推進室



# 本日のポイント

## 1 地方分権改革は、

権限移譲や規制緩和等を推進することで、

国は、本来果たすべき役割を重点的に担うとともに、

住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担えるようにする取組

## 2 「提案募集方式」は、

①地域が直面する課題解決のネックが国の制度である場合

②地方公共団体が内閣府に制度改正を提案※し、

(※対象：地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する規制緩和)

③内閣府が地方公共団体に代わって各府省と折衝することで、

地方が使いやすい制度に改善し、地方創生に資する

→地方からのボトムアップにより国の制度を変えられる

⇒個性を活かし自立した地方の実現・住民サービスの向上

# 「地方分権改革」は地域課題を解決する地方創生のツール

## 地方分権改革の位置づけ

**地方分権改革の推進**は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、**地方創生における極めて重要なテーマ**である。

(令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)(抄))

## 改革の手法

現場の声や日常の業務を通じ、各地方公共団体が、国が行う事務・権限や、全国一律に定める基準等について、地域の課題として発掘。たとえば、

- ①地域の実情に合わなくなった(例:過疎化)
- ②新たな取組を行う上での支障となっている(例:企業誘致)

**「提案募集方式」(H26~)**を活用し、各地方公共団体からの制度改正等に関する提案により **地域の課題を解決**。



住民サービスの向上等

# 1 地方分権改革の考え方と 提案募集方式の概要

# 地方分権改革のこれまでの歩み

内閣	主な経緯
宮澤内閣 (H3. 11～H5. 8)	<b>H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)</b>
細川内閣 (H5. 8～H6. 4)	
羽田内閣 (H6. 4～H6. 6)	
村山内閣 (H6. 6～H8. 1)	<b>H7.5 地方分権推進法成立</b>
橋本内閣 (H8. 1～H10. 7)	7 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)(～H13.7) ※H8.12第1次～H10.11第5次勧告
小渕内閣 (H10. 7～H12. 4)	<b>H11.7 地方分権一括法成立</b>
森内閣 (H12. 4～H13. 4)	H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三)
小泉内閣 (H13. 4～H18. 9)	H14.6～17.6 骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇨ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)
安倍内閣 (H18. 9～H19. 9) (第1次)	<b>H18.12 地方分権改革推進法成立</b>
福田内閣 (H19. 9～H20. 9)	H19.4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(～H22.3) ※H20.5第1次～H21.11第4次勧告
麻生内閣 (H20. 9～H21. 9)	
鳩山内閣 (H21. 9～H22. 6)	
菅内閣 (H22. 6～H23. 9)	<b>H23.4 国と地方の協議の場法成立</b>
野田内閣 (H23. 9～H24. 12)	4 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し) 8 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)
安倍内閣 (H24. 12～R2. 9) (第2次、第3次、第4次)	H25.3 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) 4 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦) 6 第3次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)
	H26.5 第4次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ
	H27.6 第5次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲)
	H28.5 第6次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲)
	H29.4 第7次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市等への権限移譲)
	H30.6 第8次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から中核市への権限移譲)
	R元.5 第9次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から中核市への権限移譲)
	R2.6 第10次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市への権限移譲)
菅内閣 (R2. 9～)	<b>R3.5 第11次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し)</b>

第1次分権改革

第2次分権改革

提案募集方式の導入

H 26  
↓

4

# 地方分権改革のこれまでの成果

## 第1次地方分権改革

地方分権一括法の概要(H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)等

○機関委任事務制度(知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み)の廃止と事務の再構成

○国の関与の新しいルールの創設(国の関与の法定化等)

○権限移譲 例:農地転用(2~4ha)の許可権限(国→都道府県)

等

## 第2次地方分権改革

1. 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)(第1次・第2次・第3次一括法等)

例:施設・公物設置管理の基準 公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準  
協議、同意、許可・認可・承認 三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

2. 事務・権限の移譲等(第2次・第3次・第4次一括法等)

(1) 国から地方

例:①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、③自家用有償旅客運送の登録・監査等

(2) 都道府県から市町村

例:①未熟児の訪問指導等(都道府県→市町村)、  
②三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定(都道府県→市町村)、③病院の開設許可(都道府県→指定都市)、  
④都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定(都道府県→指定都市)

3. 国と地方の協議の場(H23.4「国と地方の協議の場に関する法律」成立)



提案募集方式による取組(H26~、第5次~第11次一括法等)

個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、実現・対応

例:【これまでの懸案が実現したもの】農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲(4ha超:国→都道府県)、新たな雇用対策の仕組み(地方版ハローワーク等)等

【地域の具体的事例に基づくもの】小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化

【地方創生、人口減少対策に資するもの】病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化